

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
目次 第1章 総則（第1条－<u>第3条の2</u>） 第2章・第3章（略） 第4章 快適な職場環境の形成（第22条・<u>第22条の2</u>） 第5章 安全基準 第1節 通則（第23条－<u>第38条の2</u>） 第2節（略） 第3節 フォークリフト、ショベルローダー等による作業（第48条－<u>第52条の2</u>） 第4節～第9節（略） 第6章（略） 第7章（第84条－<u>第86条</u>） 附 則 （順守義務） 第3条 会員及び協会は、<u>法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。</u> （配慮義務） <u>第3条の2 仕事を他人に請け負わせる会員は、作業方法、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</u> <u>第13条の2 会員である作業従事者（作業従事役員等）は、従業員と同一の場所において前条各号に掲げる業務を自ら行うときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を受けなければならない。</u> <u>第22条の2 会員は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （注文者の講ずべき措置等） <u>第23条の2 会員は、その請負人（仕事数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下この条において同じ。）に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反する</u>	目次 第1章 総則（第1条－<u>第3条</u>） 第2章・第3章（略） 第4章 快適な職場環境の形成（第22条） 第5章 安全基準 第1節 通則（第23条－<u>第38条</u>） 第2節（略） 第3節 フォークリフト、ショベルローダー等による作業（第48条－<u>第52条</u>） 第4節～第9節（略） 第6章（略） 第7章（第84条・<u>第85条</u>） 附 則 （遵守義務） 第3条 会員及び協会は、この規程を守らなければならない。 （新設） （新設） （新設） （新設）

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
<u>こととなる指示をしてはならない。</u> <u>2 会員は、その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。</u> <u>3 会員は、その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反していると認めたときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。</u> <u>(混在作業による労働災害の防止)</u> <u>第 23 条の 3 作業を自ら行う事業者であって、作業を行う場所を管理する事業者（以下「作業場所管理事業者」という。）である会員は、その管理する一の場所において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及びその全ての請負人の作業従事者のいずれかが、次の各号に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。</u> <u>(1) 移動式クレーンの運転の業務</u> <u>(2) フォークリフトの運転の業務</u> <u>(3) ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務</u> <u>(4) 揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務</u> <u>(5) 第 8 条第 1 項に規定する作業主任者を選任する業務</u> <u>(6) 第 9 条第 1 項に規定する作業の指揮者を定める業務</u> <u>(7) 第 13 条第 6 号から第 9 号までに掲げる業務に係る特別教育を要する業務</u> <u>(8) 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務</u> <u>(9) 法令により定期に実施する検査、補修等の業務</u> <u>2 前項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行う会員は、当該場所において同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>第 23 条の 4 作業場所管理事業者である会員は、前条第 1 項の場合を除き、その管理する一の場所にお</u>	(新設)
<u>第 23 条の 4 作業場所管理事業者である会員は、前条第 1 項の場合を除き、その管理する一の場所にお</u>	(新設)

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
<u>いて、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者である会員と他の事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。</u> <u>2 会員は、作業場所管理事業者がいない一の場所において、その作業従事者及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に従業員がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。</u> <u>3 第1項の場合において、作業場所管理事業者以外の会員は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>4 会員は、第1項又は第2項の場合において、その従業員である作業従事者に前3項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守らせるものとする。</u> （作業計画） 第23条の5（略）	
（積卸し作業指揮者） 第25条 会員は、第9条第1項第2号に掲げる作業を行うときは、積卸し作業指揮者に次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。 (1)・(2)（略） (3) 当該作業を行う箇所には、<u>関係する作業従事者以外の者を立ち入らせないこと。</u> (4) <u>関係する作業従事者以外の者が作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u> (5)・(6)（略）	（作業計画） 第23条の2（略） （積卸し作業指揮者） 第25条 会員は、第9条第1項第2号に掲げる作業を行うときは、積卸し作業指揮者に次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。 (1)・(2)（略） (3) 当該作業を行う箇所には、<u>関係従業員以外の従業員</u>を立ち入らせないこと。 （新設） (4)・(5)（略）

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
(通路及び作業場の床面) 第 32 条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 高さが 2 メートル以上の箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。</u> <u>(5) 高さ又は深さが 1.5 メートルを超える箇所には、従業員が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが著しく困難なときは、この限りでない。</u> <u>(建築物貸与時の措置)</u> 第 32 条の 2 事業の用に供する建築物を貸与する会員は、<u>貸与する建築物のうち貸与を受けた者が共用で使用する部分において、前条各号の措置を講じなければならない。</u> (定期自主検査) 第 33 条 (略) 2 前項第 1 号に係る 1 年を超えない期間ごとに行う自主検査は、特定自主検査とし、法令で定め<u>る</u>資格を有する者<u>又は検査業者に、法令に定める基準に従って行わせなければならない。</u> 3 (略) <u>(悪天候時の作業禁止)</u> 第 38 条の 2 会員は、<u>高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行わせる場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。</u> (フォークリフトの使用) 第 49 条 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) フォーク等 (フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。以下同じ。) 又はフォーク等により支持されている荷の下に<u>作業従事者</u>を立ち入らせないこと。 <u>(2) 運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に作業</u>	(通路及び作業場の床面) 第 32 条 (略) (1)～(3) (略) (新設) (新設) (新設) (定期自主検査) 第 33 条 (略) 2 前項第 1 号に係る 1 年を超えない期間ごとに行う自主検査は、特定自主検査とし、法令で定め<u>られ</u>た当該資格を有する者<u>に行わせなければならない。</u> 3 (略) (新設) (フォークリフトの使用) 第 49 条 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) フォーク等 (フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。以下同じ。) 又はフォーク等により支持されている荷の下に<u>従業員</u>を立ち入らせないこと。 (新設)

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行								
<u>従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。ただし、誘導者を配置し、その者に当該フォークリフトを誘導させるときは、この限りでない。</u> <u>(3) フォーク等により支持されている荷、パレット又はスキッド等、その他乗車席以外の箇所に作業従事者を乗せないこと。</u> <u>(4)～(9) (略)</u> <u>2 会員は、フォークリフト構造規格を満たさないフォークリフトを使用させてはならない。</u> (ショベルローダー等の使用) 第 50 条 前条の規定（<u>第 1 項第 5 号</u>を除く。）は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせるときに準用する。この場合において、<u>同項中「フォーク等」とあるのは「ショベル又はフォーク」と、同条第 2 項中「フォークリフト構造規格」とあるのは「ショベルローダー等構造規格」と、「フォークリフト」とあるのは「ショベルローダー等」と読み替えるものとする。</u> (機械等の貸与に関する会員の義務) 第 52 条の 2 会員は、その従業員以外の者にフォークリフト又はショベルローダー等を用いて作業を行わせるときは、<u>当該機械による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u> (クレーン等の就業制限) 第 53 条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>資格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（<u>床上無線運転式クレーン、床上運転式クレーン及び床上操作式クレーン（それぞれクレーン等安全規則に規定するクレーン</u>をいう。以下同じ。）を除く。）の運転の業務</td><td>クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者</td></tr> </tbody> </table>	区分	資格	(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（ <u>床上無線運転式クレーン、床上運転式クレーン及び床上操作式クレーン（それぞれクレーン等安全規則に規定するクレーン</u> をいう。以下同じ。）を除く。）の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者	<u>(2) フォーク等により支持されている荷、パレット又はスキッド等、その他乗車席以外の箇所に従業員を乗せないこと。</u> <u>(3)～(8) (略)</u> (新設) (ショベルローダー等の使用) 第 50 条 前条の規定（<u>第 4 号</u>を除く。）は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせるときに準用する。この場合において、「フォーク等」とあるのは「ショベル又はフォーク」と読み替えるものとする。 (新設) (クレーン等の就業制限) 第 53 条 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>資格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（<u>第 9 号に掲げるものを除く。</u>）の運転の業務</td><td>クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者</td></tr> </tbody> </table>	区分	資格	(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（ <u>第 9 号に掲げるものを除く。</u> ）の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者
区分	資格								
(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（ <u>床上無線運転式クレーン、床上運転式クレーン及び床上操作式クレーン（それぞれクレーン等安全規則に規定するクレーン</u> をいう。以下同じ。）を除く。）の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者								
区分	資格								
(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（ <u>第 9 号に掲げるものを除く。</u> ）の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者								

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案		現 行	
区分	資格	区分	資格
(2)～(4) (略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)
(5) <u>つり上げ荷重が5トン以上の床上無線運転式クレーン又は床上運転式クレーンの運転の業務</u>	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（ <u>床上無線運転式クレーン等</u> 限定）を有する者	(5) <u>床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（以下「<u>床上運転式クレーン</u>」という。）で、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務</u>	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者又はクレーン・デリック運転士免許（ <u>床上運転式クレーン</u> 限定）を有する者
(6) <u>つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務</u>	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者、 <u>クレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等</u> 限定）を有する者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	(6) <u>床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「<u>床上操作式クレーン</u>」という。）で、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務</u>	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
(7)～(9) (略)	(略)	(7)～(9) (略)	(略)
(立入禁止) 第 54 条 会員は、従業員にクレーン等を用いて荷のつり上げを行わせるときは、<u>つり上げた荷の下に作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> 2 会員は、従業員にジブ又はブーム付きのクレーン等を用いて作業を行わせるときは、<u>当該作業場において作業従事者が当該クレーン等の上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> (はい付け又ははい崩し作業) 第 65 条の 2 会員は、<u>はい付け又ははい崩しの作業が行われている箇所</u>で、<u>はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業</u>		(立入禁止) 第 54 条 会員は、従業員にクレーン等を用いて荷のつり上げを行わせるときは、<u>つり上げた荷の下に従業員を立ち入らせてはならない。</u> 2 会員は、従業員にジブ又はブーム付きのクレーン等を用いて作業を行わせるときは、<u>当該クレーン等の上部旋回体の作業範囲又は巻上用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープ内角側に当該作業を行う従業員以外の者を立ち入らせてはならない。</u> (新設)	

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
<u>従事者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> (荷台への乗車制限等) 第 68 条 会員は、荷台のあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に<u>作業従事者</u>を乗車させてはならない。 第 69 条 会員は、荷台のあおりのある貨物自動車の荷台に<u>作業従事者</u>を乗車させて走行するときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) (略) (2) あおりその他貨物自動車の動揺によって<u>作業従事者</u>が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。 (3) (略) (4) <u>作業従事者</u>の身体の後部が運転台の屋根又は荷の後部部のいずれかの高い方の高さを超えないこと。 (有害物の荷役運搬作業) 第 73 条 (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 化学物質管理者に前各号に掲げる事項を管理させること。</u> <u>(8) 保護具着用管理責任者に第 6 号に掲げる事項を管理させること。</u> (倉庫内等の作業) 第 75 条 会員は、燻蒸を行う倉庫、地下室、コンテナ等（以下「倉庫等」という。）の内部において荷の取扱い作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1) <u>燻蒸中の場所に、作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい場所に表示すること。</u> (2) 燻蒸作業が終了し、立入禁止措置が解除されたことを確認し、かつ、倉庫等の内部の残留ガスが許容濃度以下であることを確認した後でなけれ	(荷台への乗車制限等) 第 68 条 会員は、荷台のあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に<u>作業員</u>を乗車させてはならない。 第 69 条 会員は、荷台のあおりのある貨物自動車の荷台に<u>作業員</u>を乗車させて走行するときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) (略) (2) あおりその他貨物自動車の動揺によって<u>作業員</u>が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。 (3) (略) (4) <u>作業員</u>の身体の後部が運転台の屋根又は荷の後部部のいずれかの高い方の高さを超えないこと。 (有害物の荷役運搬作業) 第 73 条 (略) (1)～(6) (略) (新設) (新設) (倉庫内等の作業) 第 75 条 会員は、燻蒸を行う倉庫、地下室、コンテナ等（以下「倉庫等」という。）の内部において荷の取扱い作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1) <u>燻蒸中は、倉庫等の内部及び立入禁止区域内に従業員を立ち入らせないこと。</u> (2) 燻蒸作業が終了し、立入禁止措置が解除されたことを確認し、かつ、倉庫等の内部の残留ガスが許容濃度以下であることを確認した後でなけれ

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
ば<u>作業従事者</u>を倉庫等の内部及び立入禁止区域内に立ち入らせないこと。 (暑熱な場所での作業) 第 76 条の 2 会員は、<u>暑熱な作業場所</u>において作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。 (1) (略) (2) <u>作業従事者</u>の休憩場所の整備等に努めること。 (3)・(4) (略) (5) 水分及び塩分の作業前後の接種及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、<u>作業従事者</u>の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。 (6) (略) (7) <u>作業従事者</u>の定期的な水分および塩分の摂取の確認を行い、健康状態を確認するとともに、<u>作業従事者</u>に体調管理を十分行わせ、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合は、速やかに報告するよう指導すること。 (8) <u>あらかじめ、作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業従事者が作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、作業従事者に対し、当該体制を周知すること。</u> (9) <u>あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業従事者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知すること。</u> (ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置) 第 82 条の 3 会員は、常時使用する従業員に対して、法令の定めるところにより、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、医師等によるストレスチェックを行わなければならない。 2・3 (略) (削除)	ば<u>従業員</u>を倉庫等の内部及び立入禁止区域内に立ち入らせないこと。 (高温多湿作業場所での作業) 第 76 条の 2 会員は、<u>高温多湿作業場所</u>において<u>荷の取扱い</u>作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。 (1) (略) (2) <u>作業員</u>の休憩場所の整備等に努めること。 (3)・(4) (略) (5) 水分及び塩分の作業前後の接種及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、<u>作業員</u>の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。 (6) (略) (7) <u>作業員</u>の定期的な水分および塩分の摂取の確認を行い、健康状態を確認するとともに、<u>作業員</u>に体調管理を十分行わせ、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合は、速やかに報告するよう指導すること。 (新設) (新設) (ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置) 第 82 条の 3 <u>常時 50 人以上の従業員を使用する会員</u>は、常時使用する従業員に対して、法令の定めるところにより、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、医師等によるストレスチェックを行わなければならない。 2・3 (略) <u>4 常時使用する従業員が 50 人未満の会員についても、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置を行うように努めなければならない。</u>

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更 新旧対照表

変更案	現 行
<u>(作業従事者の順守義務)</u> <u>第 86 条 会員は、従業員及び従業員と同一の場所において作業に従事する従業員以外の作業従事者に、労働災害の発生を防止するために講じた措置を順守させなければならない。</u> <u>2 会員は、従業員が他の事業者が管理する作業場所において作業するときは、従業員に当該作業場所で労働災害の発生を防止するために講じられた措置を順守させなければならない。</u> 附則 <u>第 1 条 この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して 90 日を経過した日から適用する。</u> <u>第 2 条 第 53 条の表中(1)、(5)及び(6)の変更は、前条の規定にかかわらず、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。</u> <u>第 3 条 常時使用する従業員が 50 人未満の会員についての第 82 条の 3 第 1 項の規定の適用については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 33 号)による改正後の労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定が適用されるまでの間、同項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u>	(新設)